

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 件名 | レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合等について（情報項目の追加） |
|----|--------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課）

## 事業の概要

|                         |  |                    |             |                         |          |                    |            |
|-------------------------|--|--------------------|-------------|-------------------------|----------|--------------------|------------|
| 事業名                     | レセプト情報管理システムの利用  |                    |             |                         |          |                    |            |
| 担当課                     | 生活福祉課及び保護担当課   |                    |             |                         |          |                    |            |
| 目的                      | レセプト情報管理システム（以下、「本システム」という。）に健康診査結果を取込み、生活保護受給者の健康課題の分析や健康管理支援対象者の抽出を行うことにより、効果的に生活習慣病重症化予防、医療機関受診勧奨及び適正受診指導等の「被保護者健康管理支援事業」を実施することで、生活保護受給者の日常生活・社会生活の自立及び医療扶助の適正化を図るため。  |                    |             |                         |          |                    |            |
| 対象者                     | 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者（以下、「生活保護受給者等」という。）   |                    |             |                         |          |                    |            |
| 事業内容                    | <p>1 事業概要</p> <p>平成30年10月に生活保護法が改正され、令和3年1月から健康管理支援事業をすべての自治体で実施することが義務付けられた。区では、令和元年度より、健康管理支援事業として、生活保護受給者のうち、生活習慣病患者等に対し、保健指導や受診勧奨を行っており、令和2年度から健康診査結果も活用して同事業を実施することとした。生活習慣病患者等への保健指導や受診勧奨にあたっては、本システムに取り込んだ健康診査結果と生活保護受給者のレセプト情報を突合し、健康診査データを分析のうえ、対象者を抽出する必要があるため、「健康診査票（紙）」の電子データ化業務委託を行った（令和元年度第2回本審議会了承事項（参考43-1参照））。</p> <p>令和2年度からは、本システムに新機能として付加される「健診データ分析機能」を使用することとし、外部結合される情報項目及び本システムのサービス提供業務の委託先に処理させる情報項目に「健康診査結果」を追加する（個人情報の流れについては、資料43-1のとおり）。</p> <p>なお、本システムは、生活保護受給者等が医療機関を受診した場合に、医療機関からのレセプト情報をオンラインで受信するために利用している（平成22年第5回本審議会承認事項）。区は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が提供する本システムを利用して、LGWAN 回線により、レセプト情報の閲覧や分析を行っている（平成28年度第6回本審議会承認・了承事項）（参考43-2参照）。</p> <p>2 対象数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 生活保護受給者のレセプト件数</td> <td style="text-align: right;">月間約 18,000件</td> </tr> <tr> <td>(2) 中国残留邦人等支援受給者のレセプト件数</td> <td style="text-align: right;">月間約 120件</td> </tr> <tr> <td>(3) 生活保護受給者の健康診査結果</td> <td style="text-align: right;">年間約 1,000件</td> </tr> </table> | (1) 生活保護受給者のレセプト件数 | 月間約 18,000件 | (2) 中国残留邦人等支援受給者のレセプト件数 | 月間約 120件 | (3) 生活保護受給者の健康診査結果 | 年間約 1,000件 |
| (1) 生活保護受給者のレセプト件数      | 月間約 18,000件  |                    |             |                         |          |                    |            |
| (2) 中国残留邦人等支援受給者のレセプト件数 | 月間約 120件   |                    |             |                         |          |                    |            |
| (3) 生活保護受給者の健康診査結果      | 年間約 1,000件   |                    |             |                         |          |                    |            |

## 件名 レセプト情報管理システムの利用に係る外部結合について(情報項目の追加)

※太ゴシック(下線)は、平成28年度第6回本審議会承認・了承事項からの変更内容

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 保有課(担当課)                | 生活福祉課及び保護担当課   |
| 登録業務の名称                 | 生活保護(法内援護)、中国残留邦人等に対する支援   |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>1 個人の範囲<br/>生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者</p> <p>2 情報項目<br/>診療年月、レセプト種別、都道府県番号、処理年月、レセプト管理番号、検索番号、入外別種別、医療機関コード、医療機関名、診療科、保険種別、本人・家族区分、市町村番号、受給者番号、保険者番号、被保険者証記号・番号、給付割合、公費負担者番号、氏名、性別、生年月日、診療実日数、傷病名、主傷病名、診療開始日、決定点数、請求点数、療養の給付、食事療養・生活療養、請求確定金額、高額療養費金額、<b>健康診査結果</b></p>   |
| 結合の相手方                  | 富士通エフ・アイ・ピー株式会社<br>(プライバシーマーク認証、ISO9001 認証取得、ISO/IEC27001 認証取得、ISO/IEC27001 認証取得)  |
| 結合する理由                  | <p>レセプト情報管理システムはLGWANを利用して民間事業者が地方公共団体に高品質の各種サービスを提供することを認めるLGWAN-ASPに登録されたシステムである。</p> <p>LGWAN-ASPに登録されたシステムは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。また新規の機器導入及び管理の必要がなく、経費面、運用面に優れている。</p> <p>このため、このLGWAN-ASPに登録されたシステムの中で、レセプト情報管理のサービスを提供できる事業者を相手方として結合するものである。</p> <p><b>また、生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業を効果的、効率的に実施するため「健康診査結果」を結合される情報項目に追加する。</b></p> |
| 結合の形態                   | 地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用して、区イントラネットパソコン(情報システム課が管理)と「富士通エフ・アイ・ピー株式会社」が管理・運用するレセプト情報管理システムを接続する。   |
| 結合の開始時期と期間              | <b>令和2年4月1日(予定)から(以降、同様の外部結合を行う。)</b><br><b>※上記相手方との外部結合は平成29年6月から開始済である。</b>  |
| 情報保護対策                  | <p>【運用上の対策】</p> <p>1 外部結合にあたって、区及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」を厳守する。</p> <p>2 システムの運用保守に当り、端末を操作する際は、事前に承認された保守要員のみが行う。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 通信は、LGWANによる専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>2 通信により授受するデータは暗号化を実施する。</li><li>3 個人情報、ログインパスワード等は暗号化を行いデータベースに格納する。</li><li>4 不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。</li><li>5 イン트라ネットパソコン及びレセプト情報管理システムへのログイン時には、ID、及びパスワードにより、アクセス権限の確認を行う。</li><li>6 地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワークASPガイドライン」及び「総合行政ネットワークASP基本要綱」を遵守する。</li></ol> |
|--|--|

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

## 件名 レセプト情報管理システムのサービス提供業務の委託について(情報項目の追加)

※太ゴシック(下線)は、平成28年度第6回本審議会了承事項からの変更内容

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課)                        | 生活福祉課及び保護担当課   |
| 登録業務の名称                         | 生活保護(法内援護)、中国残留邦人等に対する支援   |
| 委託先                             | 富士通エフ・アイ・ピー株式会社<br>(プライバシーマーク認証、ISO9001 認証取得、ISO/IEC27001 認証取得、ISO/IEC27001 認証取得)  |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 個人の範囲<br>生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者<br>2 情報項目<br>診療年月、レセプト種別、都道府県番号、処理年月、レセプト管理番号、検索番号、入外別種別、医療機関コード、医療機関名、診療科、保険種別、本人・家族区分、市町村番号、受給者番号、保険者番号、被保険者証記号・番号、給付割合、公費負担者番号、氏名、性別、生年月日、診療実日数、傷病名、主傷病名、診療開始日、決定点数、請求点数、療養の給付、食事療養・生活療養、請求確定金額、高額療養費金額、 <b>健康診査結果</b>   |
| 処理させる情報項目の記録媒体                  | 電磁的媒体(レセプト情報管理システム及び委託先のサーバ)   |
| 委託理由                            | レセプト情報管理システムはLGWANを利用して民間事業者が地方公共団体に高品質の各種サービスを提供することを認めるLGWAN-ASPに登録されたシステムである。<br>LGWAN-ASPに登録されたシステムは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。また新規の機器導入及び管理の必要がなく、経費面、運用面に優れている。<br>このため、このLGWAN-ASPに登録されたシステムの中で、レセプト情報管理のサービスを唯一提供できる上記委託先事業者に委託するものである。<br><b>また、生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業を効果的、効率的に実施するため「健康診査結果」を処理させる情報項目に追加する。</b> |
| 委託の内容                           | 1 レセプト情報管理システムサービスの提供<br>2 バックアップ等運用管理<br>3 サーバ機器・ネットワーク管理<br>4 障害・保守対応<br>5 情報セキュリティ対策<br>6 初期設定作業等<br>※ 委託業者は直接的に個人情報を扱うことはないが、上記業務のうち、2から4までの業務において、バックアップ等の個人情報を間接的に扱うことがある。   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 委託の開始時期及び期限      | <p><b>令和2年4月1日（予定）から令和3年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）</b></p> <p><b>※上記相手方への業務委託は平成29年6月から開始済である。</b></p>  |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <p><b>【運用上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と委託先との契約書に、別紙「特記事項」を付し、委託先が新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守することを明記する。</li> <li>2 委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報は取り扱わせない。</li> <li>3 必要に応じ、区職員が立ち入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行う。</li> </ol> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と委託先との契約書に、システムを設置するデータセンターを国内に限定し、施設や設備が区の指定する基準を満たしていることを明記する。</li> <li>2 区と委託先との契約書に、情報セキュリティ格付会社によるセキュリティ診断を毎年受診することを明記する。</li> </ol>      |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <p><b>【運用上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記委託の内容の欄の2から4までの業務の遂行に当り、端末を操作する際は、事前に承認された保守要員のみに行わせる。</li> <li>2 有人による常時監視に加え、不正利用等システム動作記録の解析を行わせる。</li> </ol> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信は、LGWANによる専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行い、授受するデータは暗号化を実施させる。</li> <li>2 個人情報、ログインパスワード等は暗号化を行いデータベースに格納させる。</li> <li>3 不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施させる。</li> <li>4 システム操作権限設定により、サーバ環境の変更設定、情報の閲覧・変更を制御させる。</li> </ol> |

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。